規　則

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第三十六号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和四年埼玉県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一　特例畜舎等以外の畜舎等にあっては、次に掲げる図書

イ　畜舎建築利用計画が畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）第三条第三項第四号に適合するものであることについて、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関の審査を受けた際に交付される適合を証する書面

ロ　省令別表第一の各項の㈢欄に掲げる畜舎等である場合にあっては、当該各項の㈤欄に掲げる図書

様式第一号中「□飼養施設　□搾乳施設　□集乳施設　□堆肥舎」を「□飼養施設　□飼養施設　□飼養施設　□飼養施設　□飼養施設　□堆肥舎　□発酵槽　□堆肥舎　□堆肥舎　□発酵槽　設に付随する搾乳施設　設に付随する集乳施設　設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設　設に付随する畜産業用倉庫

設に付随する畜産業用車庫　　に改める。

等

に付随する畜産業用倉庫

に付随する畜産業用車庫

等を制御するための施設　　」

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。